

子家発 0720 第 2 号  
平成 30 年 7 月 20 日

各 

都	道	府	県
中	核		市

 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
(公 印 省 略)

### 児童虐待への対応における警察との連携の強化について

児童虐待への対応については、児童相談所や市町村が関係機関と緊密に連携し、子どもの安全確保を最優先に行うことが重要である。

子どもの生命・身体の保護を責務とする警察との情報共有をはじめとする連携については、これまでも「児童虐待への対応における警察との連携の推進について」（平成 24 年 4 月 1 日付け雇児総発 0412 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）及び「児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について」（平成 28 年 4 月 1 日付け雇児総発 0401 第 6 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知。以下「情報共有通知」という。）等により推進してきたところであるが、今般、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられ、緊急に実施すべき重点対策として児童相談所と警察の情報共有の強化等に取り組むこととされたことから、警察との間で情報共有を行う事案の明確化及び連携強化のために一層推進すべき取組について下記のとおりとしたので、御了知いただくとともに、管内の児童相談所及び市区町村への周知をお願いする。

なお、本通知は、警察庁生活安全局と協議済みである。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

#### 記

##### 1 警察から児童相談所及び市区町村に対する照会への対応

警察が 110 番通報等により児童虐待が疑われる情報を覚知し、児童相談所、市区町村等に対し、当該児童に係る過去の対応状況等を照会した際の対応については、情報共有通知により周知しているところである。児童相談所及び市区町村においては、この照会に対し、記録等を確認し適切に回答するとともに、照会及び回答に係る情報共有の方法等については、都道府県警察との間で協議を行い、書面で取り決めるなどして、引き続き円滑な情報共有が図られるよう努められたい。

##### 2 児童相談所及び市区町村から警察に対する情報提供等

###### (1) 児童相談所及び市区町村から警察に情報提供する事案

児童相談所及び市区町村から警察に情報提供する事案については、情報提供通知において示しているところであるが、警察との間で共有する情報の基準を以下の①から③までのとおり明確化したので、警察への情報提供を徹底されたい。

① 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられるなど、「子ども虐待対応の手引き」（平成 11 年 3 月 29 日付け児企第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）第 5 章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」（以下「アセスメントシート」という。）の基準に準拠して、アセスメントシートの①から⑤までのいずれかに該当する事案に関する情報。また、①から⑤までに具体的に記載しているもののほか、頭蓋内出血、骨折、内臓損傷又は熱湯、たばこ、アイロン等による火傷がある事案、凶器を使用し子どもの生命に危険を及ぼす可能性があった事案、身体拘束、監禁又は夏期の車内放置をした事案並びに異物又は薬物を飲ませる行為があった事案については、危険性が高いことから、情報共有の徹底を図ること。ただし、アセスメントシートの①のみに該当する場合又は④中の「乳幼児」のみに該当する場合には他の情報も勘案し、総合的に判断すること。

このほか、アセスメントシートの①から⑤までに該当しないが、⑥から⑧までのいずれかに該当する事案である場合は、虐待が深刻化する可能性もあることから、支援を行う中で必要に応じて警察との情報共有を検討すること。

② 児童相談所が通告受理した事案のうち、通告受理後、子どもと面会ができず、48 時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの安全確認ができない事案に関する情報。ただし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断される場合、災害時など児童相談所等が 48 時間以内に子どもの安全確認が行えないやむを得ない理由がある場合は除く。

上記に関わらず、保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示している場合、通告時点で既に関係機関等による子どもの安全確認が一定期間行うことができている場合など、緊急性が高いと判断される場合には、48 時間を待たずに直ちに警察との情報共有を検討すること。

③ ①の児童虐待に起因した一時保護又は施設入所・里親委託等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報。

こうした内容について警察へ情報提供を行う場合には、警察が保有している当該子ども及び保護者に係る情報についても提供を求めるなど、迅速かつ確実に情報共有を行うよう対応されたい。

## (2) 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

児童相談所が通告を受けた事案のうち、子どもとの面会ができず、安全確認ができない場合には、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 9 条に基づく立入調査を実施する。この場合、立入調査権（罰則あり）を行使する旨を保護者に告知した上で、必要に応じて同法第 10 条に基づく警察署長に対する援助要請を行い、警察と連携して対応することが重要である。

また、安全確認及び立入調査を行う場合のほか、一時保護の実施、臨検・捜索を行う場合についても子どもの安全確認及び安全確保に万全を期する観点から、必要が

あると認める場合には、警察署長に対する援助要請を適切に行い、警察と連携した対応を行うこと。

(3) 警察から通告された事案等に関する情報提供

児童相談所及び市区町村は、警察から通告・情報提供がなされた事案又は警察署長へ援助要請を行った事案については、その後の支援等の対応及び対応の変化等について警察へ情報提供するとともに、通告後に警察が得た新たな情報の提供を求めるとともに、当該事案に係る子ども及び家庭への対応を円滑に行うための相互の情報提供が行われるよう、その方法について都道府県警察と協議して、書面でも取り決めするなどにより、積極的な情報交換に努められたい。

3 平素からの連携の強化

(1) 警察職員等の知見の活用

児童相談所では、虐待事案への対応の場面において警察実務の経験に基づく知見が有効であることが多く、警察との情報共有を円滑に進める観点からも現職警察官に係る警察との人事交流について、地域の実情に応じて都道府県警察に相談し、検討を行うこと。

また、都道府県警察との協議により、警察官OBの非常勤職員又は常勤職員としての採用をより推進すること。児童相談所において非常勤職員として警察官OBを採用する場合は、「児童虐待・DV対策等統合支援事業」における「児童虐待防止対策支援事業」が活用できることから、積極的な活用を検討すること。

(2) 合同研修等の積極的な実施

都道府県警察の協力を得て、児童相談所と警察が、具体的事例を想定したケース検討や子どもの安全確認、立入調査、臨検・捜索等に関するロールプレイを行うなどの合同研修等を積極的に実施し、児童相談所職員の対応能力強化を図るとともに、実際の事案対応においても円滑な連携が図られるようこうした研修を通じて警察との協力関係の構築を図ること。

(3) 要保護児童対策地域協議会における連携の促進

要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第2項に定める支援対象児童等に関する情報や支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに支援対象児童等に対する支援内容に関する協議を行うこととされている。児童虐待事案については、適切な連携の下で関係機関が対応していくことが重要であることから、警察署が要保護児童対策地域協議会の構成員となっていない自治体においては、構成員となるよう働きかけるとともに、代表者会議のみならず、支援を行っているケースについて定期的な状況のフォローを行う実務者会議や個別ケースについて具体的な支援の内容等を検討する個別ケース検討会議についても必要に応じて構成員として参画を求め、警察との情報交換、意見交換が積極的に行われるよう努めること。